

羽幌町立羽幌中学校

いじめ防止基本方針

(令和8年4月改訂)

【いじめ防止の基底】

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止に関する取組が法で定められることになった。さらに平成29年には「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定され、より具体的な内容が提示された。また、本道では平成26年に「北海道いじめの防止等に関する条例」が制定され、平成30年には「北海道いじめ防止基本方針」、翌年平成31年には「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」が示された。

道内では、令和3年にいじめが原因で中学生が凍死した事件が起こり、その際の学校を含む関係機関の問題のある対応についても、社会的に大きな話題となった。

いじめ問題の解消に向けて国や地方自治体は法令等を定めつつ、学校に対しては積極的な認知を推奨しながらも、犯罪行為や命を失う事例にまで及ぶ「重大事態」が後を絶たないのが現状である。

個人の基本的な人権を侵害する「いじめ」は、決して許される行為ではない。

いじめを根絶し、これからの社会を担う子どもたちが安心して学べる環境を保障することは、学校をはじめ社会全体が取り組まなければならない教育上の大きな課題となっている。

本校は、協力的な保護者や温かい風土の地域に囲まれ、小さな街の少ない集団で穏やかに過ごしている。そのため「羽中にはいじめの心配がない」と思いたいところであるが、集団で生活している以上、些細なトラブルからいじめに発展する可能性を考えておかなければならない。また、不安定な社会情勢やSNS等による心ない情報が氾濫するご時世において、感性豊かな思春期の中学生が抱えるストレスや不安は、私たち大人には想像のつかないこともあり得ると考えるべきである。

それゆえに、「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつことが未然防止を実現させる第一歩である。

子どもたちが毎日明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、この基本方針を家庭・地域にも広く示し、「いじめゼロ」を目指しつつ、いじめ未然防止の取組を推進する。

い
じ
め
考
え
方

「いじめ」は絶対に許してはいけない行為である

「いじめ」はいつでも誰にでも起こる可能性がある

「いじめ」は学校と家庭の連携で防ぐことができる

いじめとは… いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「弱いものに対して一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」は含まれない（H18に削除）

いじめ防止への教職員ポリシー

- 1 職員室内の「ホウ(報告)・レン(連絡)・ソウ(相談)」を徹底し、情報交流を常とする。
- 2 学級担任(個人)対応ではなく、組織「いじめ防止対策委員会」として協働する。
- 3 些細なことでも迅速に対応し、解決に向けて真摯に取り組む。
- 4 校内にとどまらず、家庭はもとよりSC・SSW、警察などに積極的に協力を求める。
- 5 「隠れたカリキュラム」に基づき、子どもの手本となる望ましい言動を心がける。

この段階でのいじめが起きにくい**学級づくり**が重要

いじめ防止の段階的方策

STAGE_1 「いじめのない日常」

“いじめの芽、を出させない ～いじめが起こらない集団づくり～

Point

誰もが持っている「いじめの種」の芽を出させないため教職員は躊躇なく行動する

- ◇多様な価値観を認め、自分と違う考えや習慣、特性などを受け入れる寛容的な協調性の育成。
- ◇生徒指導の機能を生かした授業の推進による、心理的安全性の高い学級づくり。
- ◇個々の人権尊重を前提とした、善悪の判断基準がブレない、同調圧力のない学級世論の形成。
- ◇キツイ言葉、汚い言葉、バカにする言葉などを見逃さずにその場で正す毅然とした指導。
- ◇いじめが起きないための「行動宣言」など、全校・学級の心をそろえる生徒会・学級活動。

STAGE_2 「いじめかもしれない？」

トラブルの“向こう側、を見る ～悪化の想定と解決策の準備～

- ◇ふざけ合いや口論の状況、不登校の原因に「いじめではないか？」という視点での対応。
- ◇生徒に寄り添う時間を生み出し、身だしなみや持ち物などを常に観察。
- ◇家庭での過ごし方や放課後の交友関係などについて保護者と密にした情報交流。
- ◇アンケート調査結果からの分析と迅速で適切な組織的対応。

STAGE_3 「いじめを認知！」

大人みんなで“正しく導く、～双方への継続・連携した関わり～

- ◇いじめた側、いじめられた側双方の人的成長を促す継続的な指導・観察・評価。
- ◇傍観含めた、関わりの全ての生徒に対する、家庭と連携した継続的指導。
- ◇家庭・地域・SC・SSWなど、関係機関との情報共有による組織的な対応。
- ◇再発防止のための、校内外の生徒指導体制の見直しと改善。

◆「重大事態」発生時の対応

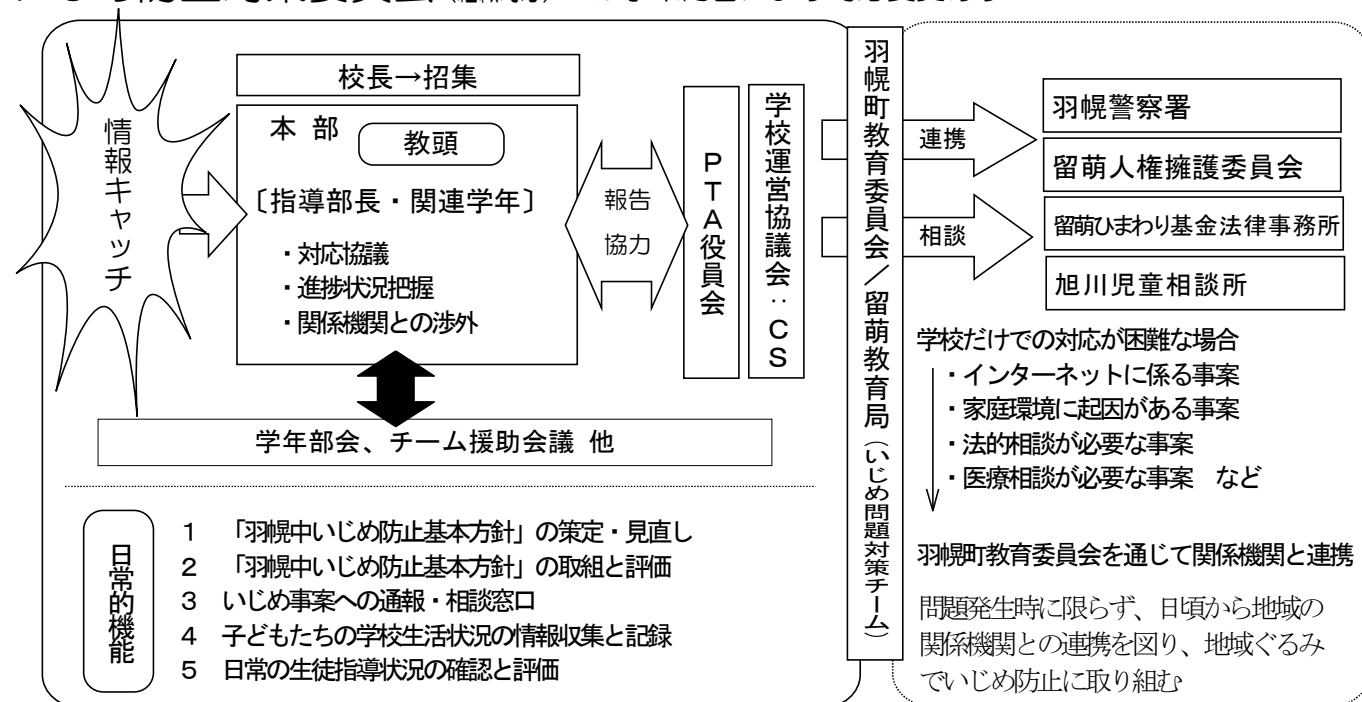
- いじめにより児童生徒の生命、心身や財産に重大な被害が生じた
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ①事実関係の把握 | (いじめ防止対策推進法 第28条) |
| ②いじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供 | (同法 第28条) |
| ③羽幌町教育委員会を通じて羽幌町長に報告 | (同法 第30条) |
| → 必要に応じて再調査を実施 | (同法 第30条) |

いじめ防止の地盤固め〔年間計画〕

	1 学期	2 学期	3 学期
組織対応	☐ 基本方針の周知(HP) ☐ 前期学校評価委員会 ☐ いじめ防止対策委員会	☐ 学校改善プラン ☐ 後期学校評価委員会 ☐ いじめに関する校内研修	☐ R9スタートプラン ☐ いじめ防止対策委員会
	☐ 多様性を受け入れ、心理的安全性を高める学級経営 ☐ 運営会議、担任ミーティング、学年・分掌部会等での定期的な情報交流		
早期発見	☐ 教育相談 ☐ いじめアンケート ☐ 前期学校評価生徒アンケート	☐ 教育相談 ☐ いじめアンケート ☐ 後期学校評価生徒アンケート	☐ 教育相談
	☐ 日常の観察（身だしなみ、持ち物など） ☐ 教職員間の報告・連絡・相談〔職員室の“雑談”を大切に！〕 ☐ SC・SSWによるカウンセリング		
防止対策	☐ 学級開き（ルールづくり） ☐ 対面式 ☐ 体育大会 ☐ あいさつ運動	☐ 文化祭 ☐ 旅行的学習（各学年） ※どさんこ☆子ども会議	☐ 卒業式

いじめ防止対策委員会（組織対応） ※事案内容により対応変更あり



<いじめ防止に関する法令・資料等>

文部科学省	北海道教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法 ・いじめの防止等のための基本的な方針 ・いじめの認知について（教員向け） ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン ・いじめのサイン発見シート 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道いじめ防止等に関する条例 ・北海道いじめ防止基本方針 ・北海道いじめの防止等に向けた取組プラン ・いじめ未然防止モデルプログラム